

令和4年度仙北市伝統工芸品等導入支援事業費補助金 よくある問合せ

【補助制度の概要について】

この補助制度の目的は何ですか？

展示会とのイベント中止により需要が落ち込み厳しい状況にある仙北市伝統的工芸品製造販売事業者（以下、「仙北市伝工品製造販売業者」）を支援するためです。

この補助制度の効果は何ですか？

補助事業を通して、宿泊施設や飲食店等の方に、仙北市の伝統的工芸品を事業で活用していただくことで、仙北市の伝統的工芸品の良さについて様々な方に PR できます。また、購入を通して仙北市伝工品製造販売業者の売上向上に寄与します。

仙北市伝統的工芸品等とは何ですか？

樺細工、イタヤ細工、白岩焼等です。

伝統的工芸品とは「工芸品の特長となっている原材料や技術・技法の主要な部分が今日まで継承されていて、さらにその持ち味を維持しながらも、産業環境に適するように改良を加えたり、時代の需要に即した製品作りがされている工芸品で、概ね100年以上の歴史があるもの」を指します。

仙北市伝統的工芸品等販売製造事業者とは何ですか？

仙北市内に主たる事業所を置き、仙北市伝統的工芸品等の製造又は販売を行う事業者のことです。なお、補助事業ではこの業者から購入することで、正規品の流通を確保することとなっています。

宿泊施設や飲食店等が、仙北市伝統的工芸品等を、その事業に活用するために購入することが補助対象とされているのは、どのような理由ですか？

宿泊施設や飲食店等が、仙北市伝統的工芸品等を導入し、これを活用することで、仙北市伝統的工芸品等は様々な方の目に触れ、手に触れることとなります。

一方で、コロナ禍で中止が相次いでいる展示会等イベントが、従来もたらしていた効果は、「様々な方が、実際に目で見て、手で触れて、その良さを肌で感じていただく」ことであり、これが仙北市伝統的工芸品等の購入へとつなげてきました。

このことから、補助事業を進めることにより、直接的には購入機会の促進を通して仙北市伝工品製造販売業者を支援することのほか、間接的には仙北市伝統的工芸品の良さをアピールする場が増えるため、そのことで実際の購入につながることを期待されます。

【補助対象事業】

補助対象事業の「仙北市伝統的工芸品等を事業用として購入して活用する」とは、具体的にどのようなことを想定していますか？

例えば、下記のとおりです

- ・旅館の客室の茶道具を樺細工にする。
- ・カフェの食器を白岩焼にする。
- ・飲食店内の小物入れ、カゴをイタヤ細工にする

個人が鑑賞用・自宅用で購入することはなぜ補助対象とならないのですか？

個人の方が、仙北市伝統的工芸品等を購入した場合、この補助制度が想定する「様々な方が、実際に目で見て、手で触れて、その良さを肌で感じていただく」ことが、客観的に満足できないためです。

【補助対象経費】

購入金額の合計が5万円以上（消費税抜き）とは、例えば樺細工とイタヤ細工と白岩焼の購入金額を合算しても認められますか？

購入する仙北市伝統的工芸品等が混在しても、補助対象経費として認められます。

購入金額の合計が5万円以上とありますが、1品だけの購入であっても補助対象事業となりますか？

交付申請書に記載の「事業計画」を確認させていただき、補助事業としての可否を判断させていただきます。

インターネットショッピングサイトで販売されている樺細工を購入しようと考えています。補助事業を活用する上で、これは補助対象経費となりますか？

原則、仙北市伝工品製造販売業者との直接の取引のみ有効です。

販売元の仙北市伝工品製造販売業者にお問い合わせいただき、ご検討ください。

この補助事業を行うにあたり、国や他の団体の補助金と併用できますか？

併用できません。（この補助金は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としています。）

【補助対象外経費について】

補助対象外経費とは、どのようなものがありますか？

補助対象外とは、以下のものです

- ①消費税及び地方消費税
- ②送料、振込手数料（商品代金の支払いに係るもの）
- ③設置費用（展示・設置・運営に要する経費）
- ④代金支払時の振込手数料

【補助金の額について】

補助金の計算はどのように行うのですか？

補助金は、通常は「補助対象経費×1/5」として計算を行います。
ただし、制度上は令和4年度の予算の範囲内での交付となりますので、1/5を下回る可能性があります。

1事業者あたりの補助金の上限はありますか？

上限は10万円です。

私は事業者（事業主・代表者）で、都内でA店舗とB店舗を経営しています。

この場合、補助金の計算はどうなりますか？

同一事業者であることから、A店舗とB店舗の補助対象経費は、合算が可能です。

しかしながら、合算しても1事業者あたりの補助限度額は10万円となります。

例) A店舗：補助対象30万円、B店舗：補助対象30万円の場合の補助金額

1事業者として補助対象経費は合算して60万円です。計算上60万円×1/5=12万円ですが、1事業者あたりの補助金の上限額は10万円ですので、補助金額は10万円です。

【補助申請について】

補助事業で取得する仙北市伝統的工芸品等がいわゆる偽物・模倣品であることが心配です。制度上、どのように正規品の流通を確保しているのでしょうか？

例えば、補助金交付申請時に、仙北市内のA店から見積書を取得していたとします。仙北市商工課では、このA店に対し見積書の内容確認を行います。また、必要に応じて産地組合にも内容確認をして、正規品の流通を確保していきます。

今回の補助制度を利用してまとまった量の購入を考えています。試験導入を経たいのですが、申請回数は1事業者あたり1回とあります。手法・手順はありますか？

変更申請の手続きにより可能となる場合があります。仙北市商工課までご相談ください。

【申請回数について】

補助金の申請回数は何回ですか？

1事業者あたり1回です。

【申請期間について】

補助金の申請期間は？

令和4年8月1日（月）～令和5年1月17日（月）です

なお、令和4年4月1日から令和4年12月31日まで実施した経費が対象です

ただし、申請受付は予算がなくなり次第、終了予定です。

【実績報告について】

店内等での購入品の様子を証明する写真が必要ですが、具体的にどのような写真が必要ですか？

例えば、「旅館の客室のお茶道具が樺細工であること」や「旅館の客室のお茶菓子を入れるカゴがイタヤ細工」や「カフェで使用する食器が白岩焼」などです。

【その他】

この補助金は課税対象となりますか？

課税対象となります